

平成24年6月27日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会
労働力需給制度部会
部会長 大橋 勇雄

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱」等について

平成24年6月27日付け厚生労働省発職派0.627第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、概ね妥当と認める。

なお、使用者代表委員から、日雇い派遣の例外となる収入要件については、根拠が曖昧で高額過ぎることから妥当な水準とは言えず、関係派遣先の範囲については、財務上の方針により規制対象が異なることは労働規制の在り方として適切とは言えないなどの意見があった。